

茂原市電子地域通貨システム構築及び運営業務委託に係る仕様書

1. 業務名称

茂原市電子地域通貨システム構築及び運営業務

2. 業務の目的

茂原市（以下「市」という。）では、物価高騰等の影響を受けている市民や事業者の支援、キャッシュレス化等の新しい生活様式への対応及び地域経済の好循環の創出を目指し、市内での買い物に使える地元限定の「電子地域通貨」を導入する。

本業務委託は、電子地域通貨の導入及び機能の拡張による電子地域通貨の発展的な活用を可能とするプラットフォームの構築を目的とする。

3. 業務の場所

千葉県茂原市内

4. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(1) 準備期間 契約締結日から令和8年9月30日まで

(2) 事業実施期間 令和8年10月1日から令和9年1月31日まで

(3) 事業整理期間 令和9年2月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、状況により期間を変更・中止する場合がある。

5. 業務の概要

電子地域通貨を導入し、キャッシュレス化等の新しい生活様式への対応及び地域経済の好循環を創出する。

また、物価高騰等の影響を受けている市内事業者及び生活者を支援するため、現金でチャージした金額や支払った金額に対するプレミアムポイント付与について、期間を限定するなどして実施する。

将来的には、ボランティア活動や健康づくり等に貢献された方等に対し、電子地域通貨と連動したポイントを付与することにより、市民の行動変化を促し、地域活性化と地域課題の解決を図るとともに、地域交流の促進や本市への愛着の醸成を図るためのツールとしての活用も視野に入れたものとする。

6. プレミアム商品券の発行について（予定）

名称	未定（愛称を公募する予定）
発行者	茂原市
発行総額	1ポイント1円相当とし、2億1,666万ポイント以内（うちプレミアム原資5,000万ポイント以内、チャージ金額1億6,666万

	ポイント以内)
発行セット数	16,666セット以内
販売価格	1セット10,000円（想定）
プレミアム率	30%（想定）
販売限度額	1人2セットまで（想定）
販売方法	事前申し込みによる抽選販売方式（想定）
販売対象	市民
申込期間	令和8年9月1日～令和8年9月15日（想定）
販売期間	令和8年10月1日～令和9年1月31日（想定） ※追加販売の実施も想定すること
事業実施期間	令和8年10月1日～令和9年1月31日
利用可能店舗	市内800店舗（想定）
媒体	アプリケーション、専用カード

7. 業務内容

(1) 電子地域通貨システムの導入

受託者が所有または開発するシステムで、市が求める仕様に応じた電子地域通貨システム（以下「本システム」という。）を導入し、実施期間において本システムを利用できるようにすること。

① 端末要件

アプリケーションの場合は、iOS15以上及びAndroid11以上のOSを搭載したスマートフォン等の端末で動作すること。また、各OSのメジャーアップデートに無償で対応すること。Webブラウザの場合は、Microsoft Edge、Google Chromeの最新バージョンで動作すること。

② 機能要件

(ア) 全般

- a アプリケーションと専用カードの両方式での運用が可能のこと。
- b 専用カードについて、チャージ型と使い切り型の両方式での運用が可能のこと。
- c 契約期間中に利用可能なテスト環境を提供すること。
- d 機能追加が行われた場合は、無償にて対応されること。

(イ) 利用者情報登録機能

- a 利用者情報を登録し、アカウントを発行できること。
- b 利用者アカウント発行時は、電話番号、メールアドレスを収集すること。

(ウ) 店舗情報登録機能

- a 店舗登録時は、登録情報等を容易に入力できること。

b 店舗登録情報として、店舗名、よみがな、住所、電話番号、写真、休業日、営業時間、PR文、URL等が入力できること。

c 業種情報を入力し、分類できること。

d 検索キーワードを設定できること。

(エ) 電子地域通貨チャージ機能

a 電子地域通貨を1ポイント1円とし、チャージできること。

b 1回でチャージできる金額の最小単位を設定できること。

c チャージ金額の上限を事業ごとに設定できること。

d チャージ金額が設定した上限に達したとき、自動的にチャージができないようにすること。

e 付与されたプレミアムポイントが設定した上限に達したとき、自動的にチャージができないようにすること。

f 銀行ATM、クレジットカード、銀行口座等からチャージができること。

g 容易にチャージ場所を開設できること。

h カードからアプリケーションにポイント等が移行できること。

i チャージ金額ごとに有効期限を設定できること。

(オ) プレミアムポイント機能

a プレミアムポイントのみを容易に付与できること。

b プレミアムポイントごとに有効期限、利用可能店舗、利用可能日を設定できること。

c プレミアムポイント付与について、1人あたりの回数上限を設定できること。

d チャージ時に、チャージ金額に応じたプレミアムポイントを付与できること。

e 決済時に、決済額に応じたプレミアムポイントを付与できること。

f 決済時にプレミアムポイントが付与される店舗を設定できること。

g 二次元バーコードを読み取るだけで容易にプレミアムポイントを付与できること。

h 二次元バーコードを利用したプレミアムポイント付与について、1人あたりの回数上限を設定できること。

i 自動的に任意の利用者にポイントを付与できる日時を設定できること。

(カ) 決済機能

a 1円単位で決済できること。

b 専用カードでの決済の場合、加盟店において、スマートフォンまたはタブレット以外の専用機器（通信機器を除く）を必要としない決済であること。

c アプリケーションでの決済の場合、加盟店において、機器を必要としない

決済ができること。

- d 専用カードでの決済の場合、加盟店において、画面遷移等が明朗であり、容易に決済が行えること。
- e アプリケーションでの決済の場合、利用者の画面遷移等が明朗であり、容易に決済が行えること。
- f アプリケーションでの決済の場合、利用者が支払金額や支払先店舗等の履歴確認を容易に行えること。
- g 決済完了時に、決済完了画面の表示や音を鳴らすことにより、未払いを防げること。
- h 決済時に、有効期限が近いポイント及び利用可能な店舗が少ないポイントを優先して利用する機能を有すること。
- i 加盟店の決済状況等を容易にCSVファイルで出力できること。

(キ) メニュー機能

- a アプリケーションで残額及び残ポイントが期限を含めて表示されること。
- b アプリケーションで利用者の決済やチャージ等の履歴が確認できること。
- c アプリケーションで加盟店情報が一覧表示およびマップ表示等で分かりやすく表示されること。マップ表示については、利用者の現在位置から選択した加盟店までの経路案内を行うことができること。
- d 加盟店情報を容易に検索でき、管理者アカウントで容易に編集できること。
- e 加盟店の位置情報、写真、メニュー、割引情報、URL等が表示できること。
- f 加盟店情報のURLからWebページに遷移できること。
- g お知らせ等の情報を一覧で表示でき、日付、時間等を設定して通知ができること。

(ク) 管理・運用機能

- a 管理用アカウントを複数発行でき、それぞれの権限を任意に設定できること。
- b 管理用アカウントにおいて、利用者情報、加盟店情報、利用者の利用状況、加盟店の決済状況を管理、確認できること。
- c 管理者アカウントにおいて、各加盟店の支払い情報を容易にCSVファイルで出力できること。
- d 管理者アカウントにおいて、加盟店に対して精算処理を行うためのデータを抽出、管理できること。
- e 加盟店アカウントを容易に発行できること。
- f 加盟店アカウントにて、それぞれの取引状況等を容易に確認できること。

- g 市が指定する名称、ロゴ等が表示され、統一感を持った表示が可能なこと。
- h 決済完了時の音情報を変更できること。

(2) 電子地域通貨システムの保守

- ア 本システムの運用管理を行うこと。運用管理を統括する責任者と業務を遂行する担当者を設け、本業務を円滑に進める体制を整えること。
- イ 本システムの稼働時間は原則として24時間365日とする。
- ウ 障害が発生した場合は速やかに市担当者に連絡するとともに、直ちに状況の確認を行い、障害原因の特定、復旧作業を実施すること。
- エ 障害が発生した場合の連絡窓口を明らかにすること。
- オ バージョンアップ等により本システムを停止する必要が発生した場合は、必ず市担当者と協議すること。
- カ パッケージとして実施される本システム機能の強化、追加、修正等については、追加の費用なく提供すること。
- キ アプリケーションを用いる場合、iOS端末向けアプリケーションは「App Store」、Android端末向けアプリケーションは「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。また、登録後の維持管理を行うこと。

(3) 利用者及び加盟店向けコールセンターの設置

下記の期間中、本システムに関する利用者及び加盟店からの問い合わせに対応すること。電話対応は平日の午前9時から午後5時を最低限とし、それ以外の時間帯は適宜対応すること。

利用者向け 令和8年10月1日～令和9年1月31日

加盟店向け 令和8年10月1日～令和9年1月31日

(4) 加盟店向け対応

- ア 加盟店の募集にあたり、市内店舗を広く対象とした声かけを、市と協議の上で行うこと。
- イ 市が開催する加盟店向け説明会に同席（オンライン参加も可）すること。なお、時間や会場等、詳細については、別途協議するものとする。
- ウ 加盟店にわかりやすい内容の運用マニュアルを作成すること。なお、詳細については、別途協議するものとする。
- エ 事業実施に必要なポスター、チラシ、ステッカー、のぼり等の販促物を作成すること。なお、詳細については、別途協議するものとする。
- オ 月に2回、決済データに基づき、加盟店への精算振込を行うこと。精算振込の際には、決済額に応じた振込に加えて、決済手数料等を差し引いた額での振込にも対応可能とすること。加盟店への精算振込の際の振込手数料及び振込業務費用については、加盟店負担としないこと。また、操作誤

り等に伴う加盟店からの返金依頼等に対応すること。なお、詳細については、別途協議するものとする。

(5) 利用者向け対応

市が開催する利用者向け説明会に同席（オンライン参加も可）すること。
なお、詳細については、別途協議するものとする。

(6) 市職員向け対応

市が開催する市職員等の関係者向け説明会に同席（オンライン参加も可）
すること。なお、詳細については、別途協議するものとする。

(7) 提出物・納品物

準備期間中に下記のものを提出・納品すること。なお、アからオの提出物
については、紙媒体に加えて、電子媒体を2セット提出すること。

ア 業務実施計画・実施体制図 1部

イ システム管理者向け操作マニュアル 1部

ウ 利用者向け操作マニュアル 10,000部

エ 利用者向け操作マニュアル概要版（A4両面1枚） 43,000部

オ 加盟店向け運用マニュアル 1,000部

カ 専用カード

（ア）仕様

a クレジットカードサイズとし、複数回利用可能な素材のものとする。

b 本市独自のデザイン及び二次元バーコード等が印刷されており、端末
等において読み取ることにより、地域通貨のチャージ及び決済ができる
こと。

c 通し番号を付し、管理できること。

d 銀行ATM等でのチャージに対応できるもの。

（イ）作成枚数 43,000 枚

（ウ）梱包・封かん等

受託者が用意する送付用封筒等に、市が提供する世帯情報から作成した
宛名シール等を貼布した上で利用者向け操作マニュアル概要版（上記(7)
提出物・納品物エに相当）を同封し、封かんした状態で市に納品すること。
作成枚数から封かん分を差し引いた残余については、封かんしない状態で
市に納品すること。世帯情報と専用カードの通し番号を紐づけたCSVファ
イルを電子媒体で納品すること。

キ 加盟店用販促物（ポスター、チラシ、ステッカー、のぼり等）各1,000個

ク 決済用二次元バーコード（アプリケーションでの決済時に読み取るもの）
加盟店の各店舗分

(8) その他業務

その他、本業務の目的達成にあたり必要と思われる業務内容や効果的・効率的な手法等があれば提案すること。

8. セキュリティ対策

- (1) サーバー等システム機器について、最新の情報をもとにウイルス対策やセキュリティパッチの適用を実施すること。
- (2) 本システムに対するウイルス等の攻撃や不正侵入、個人情報を含む内部情報の流出への対策等を万全に行うこと。
- (3) 本システムが運用されているサーバーは冗長化されていることとし、障害が発生した場合は遅滞なくバックアップと切り替わり、滞りなく運用が進められること。
- (4) 不測の事態に備えてバックアップを定期的に取得し、復旧することができる状態で運用すること。

9. 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部について委託することを、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

10. 報告

書面の提出をもって報告とする。

11. 委託料の支払い

別途協議するものとする。

12. 個人情報保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らしてはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、個人情報保護法等の関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

13. その他

- (1) 受託者は、常に市からの連絡を受けることができる体制を有するものとする。
- (2) 受託者は、業務の進行上疑義が生じた場合には、市の担当者へ隨時報告し相談することとする。
- (3) 本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項につ

いては、都度、市と協議を行うこととする。

- (4) 本業務について1社のみで対応が難しい場合や効果的・効率的な運営が可能になる場合、協力会社と共同で提案することを可とする。ただし、本業務及び協力会社の管理について、全ての管理責任を受託者が果たすものとする。
- (5) 本業務の委託期間は「4.委託期間」のとおりであるが、電子地域通貨事業は発展的な活用を視野に入れたものであるため、継続利用した場合に再度の導入初期費用が不要となるようシステムを構築すること。